

介護保険システム等標準化検討会（第4回）

令和7年1月17日 【資料2】

介護保険システム等標準化検討会 (第4回)

標準仕様書第4.1版案の対応概要等

令和7年1月17日
事務局提出資料

目次

1. 標準仕様書第4.1版案の対応内容と残課題 P2-3
2. 全国意見照会(令和6年12月2日(月)～13日(金))の結果 P4-5
3. 各検討論点の対応概要 P6-23
 - ・検討論点1：介護分野におけるDXの推進への対応
 - ・検討論点2：eLTAXを活用した地方公金収納の実現に向けた取り組みへの対応
 - ・検討論点3：介護老人保健施設及び介護医療院の多床室の室料負担の見直し
(令和7年8月施行)への対応
 - ・検討論点4：総合事業における継続利用要介護者への対応
 - ・検討論点5：高額合算自動償還への対応
 - ・検討論点6：令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応
 - ・検討論点7：主治医意見書作成料支払処理の電子化対応
 - ・検討論点8：標準化PMOツールのご意見等を踏まえた見直し
4. 全国意見照会以後の対応内容 P24-30
5. 主な継続検討事項や確認事項 P31

1. 標準仕様書第4.1版案の対応内容と残課題(1/2)

- 各検討論点に対して、標準仕様書第4.1版案で対応した内容及び残課題は、以下のとおりです。

No	検討の論点	見直しの契機	第4.1版案への反映内容と残課題
1	介護分野におけるDXの推進への対応	制度改正	<p>【対応完了】 残課題を踏まえ、機能・帳票要件の改定履歴に調整中の旨を補記しました。 また、介護情報基盤側のインターフェース仕様書の名称を伏字から、令和6年8月30日に公開された仕様書の名称へ見直しました。</p> <p>【残課題】 介護情報基盤の運用開始に向けたスケジュールについて、標準準拠システムへの移行に係る対応状況等を踏まえて介護保険部会で検討中であることに鑑み、適合基準日は継続検討としております。</p>
2	eLTAXを活用した地方公金収納の実現に向けた取り組みへの対応	制度改正	<p>【対応完了】 eLTAXの活用に向け、①納付書へのQR印字・送付、②納付書情報のeLTAXへの登録、③消込情報の分割及び取込・入金情報の取得・消込済情報の反映に関する機能要件等を追加・反映しました。</p>
3	介護老人保健施設及び介護医療院の多床室の室料負担の見直し(令和7年8月施行)への対応	制度改正	<p>【対応完了】 多床室の室料負担の見直しに伴い、居住費に関する項目の見直しを反映しました。</p>
4	総合事業における継続利用要介護者への対応	制度改正	<p>【対応完了】 介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報の関する管理項目における入力可否について、国保連合会インターフェース仕様に準拠する旨を補記しました。 また、給付実績(介護予防・日常生活支援総合事業費)の審査結果情報へのチェック機能を新規追加しました。</p>

1. 標準仕様書第4.1版案の対応内容と残課題(2/2)

No	検討の論点	見直しの契機	第4.1版案への反映内容と残課題
5	高額合算自動償還への対応	制度改正	<p>【対応完了】 高額医療合算介護サービス費の申請についても初回の申請をもって毎年の申請を不要とすることへの対応として、高額介護サービス費と同様の機能要件を新規追加しました。</p> <p>【残課題】 「給付-44_高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」に「意思確認」の欄が追加される見込みであり、提示される参考様式をもとに、機能・帳票要件の管理項目や帳票詳細要件および帳票レイアウト等に影響する可能性があり、その場合は標準仕様書を見直すこととなります。</p>
6	令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応	制度改正以外	<p>【対応完了】 行政手続オンライン化に資すると考えられる事務手続き5つに関する機能要件を追加しました。</p> <p>【残課題】 追加する事務手続きについて国がプリセットの対応を行うことにより、帳票詳細要件及び帳票レイアウト等に影響する可能性があり、その場合は標準仕様書を見直すこととなります。</p>
7	主治医意見書作成料支払処理の電子化対応	制度改正以外	<p>【対応完了】 医療機関より主治医意見書と合わせて作成される請求書情報が、将来的に介護情報基盤を介し保険者へ提供することが想定されているため、主治医意見書作成料の支払処理を国保連合会に委託している場合の運用フローも踏まえ、国保連インターフェース仕様が変更される予定であることから、国保連合会との連携に必要な機能の追加、および規定済の要件を見直しました。</p>
8	標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直しや訂正	制度改正以外	<p>【対応完了】 令和6年度に寄せられたご意見について、WTの検討を踏まえて標準仕様書【第4.1版】案に反映しています。</p>

※ 第4.1版案に正誤対応を含めており、改定種別を「補記」・「訂正」としている機能が正誤対応に該当します。

※ 第4.1版案と整合するデータ要件・連携要件(基本データリスト、機能別連携仕様)は、令和7年2月改定で予定されています。

2. 全国意見照会①(回答団体数と意見数)

- 全国意見照会(令和6年12月2日(月)～13日(金))のご意見は、92団体より298件寄せられました。
※ 意見なしと回答した451団体は含めておりません。
- 介護分野におけるDXの推進への対応やeLTAXを活用した取り組みへの対応、高額合算自動償還への対応等に多くの意見・質問が寄せられました。

自治体 分類	回答団体 合計		Q1.介護 分野にお けるDXの 推進への 対応	Q2.eLTA Xを活用 した取り 組みへの 対応	Q3.多床 室の室料 負担の見 直しへの 対応	Q4.総合 事業にお ける継続 利用要介 護者への 対応	Q5.高額 合算自動 償還への 対応	Q6.令和7 年までの 行政手續 オンライン化 に向けた対応	Q7.主治 医意見書 作成料支 払処理の 電子化対 応	Q8.標準 化PMOツ ール等へ のご意見 を踏まえ た見直し	その他. 意見照会 の対象範 囲外に關 するご意 見	意見合計		
	数	率	意見数	意見数	意見数	意見数	意見数	意見数	意見数	意見数	意見数	意見数	数	率
指定都市 (20)	9	9.8%	3	7	1	0	4	5	3	1	2	26	8.7%	
中核市 (61) ※1	15	16.3%	5	8	1	3	7	4	1	0	10	39	13.1%	
特別区 (23)	8	8.7%	3	0	0	0	0	5	1	0	6	15	5.0%	
市町村 (1,430)	59	64.1%	34	21	11	13	25	16	16	7	70	213	71.5%	
広域連合 (39)	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
一部事務 組合 ※2	1	1.1%	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1.7%	
合計	92	100%	50	36	13	16	36	30	21	8	88	298	100%	

※1 中核市の団体数は62であるが、1団体は広域連合を構成しているため集計上は61団体としています。

※2 一部事務組合は、介護保険者ではなく、一部事務(認定審査会等)を複数市町村で合同で実施している団体のこと。

2. 全国意見照会②(意見集約結果)

- 298 件のご意見のうち、24 件に対して第4.1版案へ反映しています。
- 継続検討としている事項は、介護分野におけるDXの推進への対応における適用基準日等に関する事項と、意見照会の範囲以外の内容で帳票出力の機能追加のご要望(過去の意見照会等でも同趣旨の意見あり)に関する事項です。

自治体 分類	Q1.介護 分野にお けるDX の推進へ の対応	Q2.eLTA Xを活用 した取り 組みへの 対応	Q3.多床 室の室料 負担の見 直しへの 対応	Q4.総合 事業にお ける継続 利用要介 護者への 対応	Q5.高額 合算自動 償還への 対応	Q6.令和 7年まで の行政手 続オンライン化に 向けた対 応	Q7.主治 医意見書 作成料支 払処理の 電子化対 応	Q8.標準 化PMOツ ール等へ のご意見 を踏まえ た見直し	その他. 意見照会 の対象範 囲外に關 するご意 見	意見合計	
										数	率
1.第4.1版案へ 反映 (改定・正誤)	0	1	0	0	0	15	0	1	7	24	8.1%
2.規定済・代 替可・未対応	20	35	13	16	36	15	21	7	78	241	80.9%
3.継続検討	30	0	0	0	0	0	0	0	3	33	11.1%
合計	50	36	13	16	36	30	21	8	88	298	100%

3. 検討論点1：介護分野におけるDXの推進への対応(1/2)

- 検討論点1「介護分野におけるDXの推進への対応」として、令和6年度上期の継続検討事項であった適合基準日は、介護情報基盤の運用開始に向けたスケジュールについて、標準準拠システムへの移行に係る対応状況等を踏まえて介護保険部会で検討中であることに鑑み、継続検討となりますので、機能・帳票要件の適合基準日は変更していませんが、改定履歴に調整中の旨を補記しました。

介護保険システム

機能・帳票要件【改定履歴】

版数	改定日	主な改定理由	機能ID	機能IDの変更状況 (削除／新規付番／ 変更なし)	適合基準日
第4.1版案	令和7年1月31日	介護情報基盤対応	0231419	変更なし	令和8年4月1日 ※標準準拠システム への移行に関する状 況及び介護保険部会 での議論を踏まえ調 整中。
			0231420	変更なし	
			0231421	変更なし	
			0231422	変更なし	
			0231423	変更なし	
			0231424	変更なし	
			0231425	変更なし	
			0231426	変更なし	
			0231427	変更なし	
			0231428	変更なし	
			0231429	変更なし	
			0231431	変更なし	

第4.1版として、「※標準準拠システムへ
の移行に関する状況及び介護保険部会
での議論を踏まえ調整中。」を補記しま
した。

3. 検討論点1：介護分野におけるDXの推進への対応(2/2)

また、介護情報基盤側のインターフェース仕様書の名称を伏字から、令和6年8月30日に公開された仕様書の名称へ見直しました。

No	対応内容	第4.1版案への反映内容
1	介護情報基盤のインターフェース仕様書の名称見直し	<p>機能・帳票要件_1.介護保険共通 機能ID:0231419～0231429 を修正</p> <p>＜修正前＞ * * * * * インタフェース仕様書</p> <p>＜修正後＞ 介護情報基盤との連携におけるインターフェース仕様書(仮称) なお、修正後も(仮称)であるため、今後正式名が示された際に修正します。</p>

＜修正例＞ 機能ID 0231419の場合

機能・帳票要件						【実装区分】 ◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可機能				
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	備考（改定内容等）	適合基準日		
1 介護保険共通	1.1 他システム連携		訂正	0231419	<p>介護情報基盤に、介護保険被保険者資格情報を提供する。</p> <p>※1 連携項目一覧ファイルの拡張子に関するAPI連携の仕様等については、「* * * * * 介護情報基盤との連携におけるインターフェース仕様書(仮称)」に準拠すること</p> <p>※2 日次（1日1回以上の頻度）で自動連携すること</p> <p>※3 全件又は差分とすること ※差分連携をすること</p> <p>※4 返却された登録結果（コード、内容）をすること</p>	◎	×	<p>※3のとおり、連携単位として全件と差分を想定している。</p> <p>全件：介護情報基盤へ連携する条件を満たす情報を送付済も含めすべて対象とする。</p> <p>差分：介護情報基盤に送付済の情報から変更があった情報、及び未送付の情報を対象とする。</p> <p>【第4.0版】介護分野におけるDXの推進への対応に伴い、当該機能を追加</p> <p>【第4.1版案】介護情報基盤のインターフェース仕様書の名称を訂正</p>	【第4.0版】にて新規追加 介護保険システムと介護情報基盤の連携については、総務省が規定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、各自治体の情報セキュリティポリシー、ネットワーク構成等を踏まえ各自治体が個別判断すること。	令和8年4月1日 ※
<p>インターフェース仕様書の名称について、「介護情報基盤との連携におけるインターフェース仕様書(仮称)」としています。</p> <p>適合基準日は変更なし。 ※を追記。</p>										

3. 検討論点2:eLTAXを活用した取り組みへの対応(1/5)

- 検討論点2「eLTAXを活用した地方公金収納の実現に向けた取り組みへの対応」は、以下のとおりです。

3. 検討論点2の概要について

(再掲) 介護保険システム等標準化検討会
(第3回) 令和6年9月27日【資料1】

- 検討論点2「eLTAXを活用した地方公金収納の実現に向けた取り組みへの対応」は、「規制改革実施計画」(令和6年6月21日閣議決定)及び「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針」(令和5年10月6日関係府省庁連絡会議決定)等にて、遅くとも令和8年9月までに措置を講じるとされています。総務省・地方税共同機構より提示されます「eLTAX仕様書」等の内容を踏まえ、標準仕様書に反映する予定です。

6	地方公共団体への公金納付のデジタル化	デジタル庁、総務省、厚生労働省及び国土交通省は、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料並びに公物の占有に伴う使用料等の公金（道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等など）について、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」（令和5年10月6日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）等に基づき、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずる。 あわせて、デジタル庁及び総務省並びに警察庁、こども家庭庁、文部科学省及び国土交通省は、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金納付を行なうことができるよう措置されることを踏まえ、全国共通の取扱いとするべきとの要請がある土地買戻料、放置違反金、保育所利用料、認定こども園利用料、幼稚園利用料、高校授業料、学校給食費及び住宅使用料について、納付書の取扱いがない又はその件数が極めて少ないなど、費用対効果が不十分であると地方公共団体が判断した場合を除き、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずる。	(前段) 遅くとも令和8年9月までに措置、 (後段) 前段の時期に随時やかに措置	(前段) デジタル庁 総務省 厚生労働省 国土交通省 (後段) デジタル庁 総務省 警察庁 こども家庭庁 文部科学省 国土交通省
---	--------------------	--	---	---

出展:規制改革実施計画 P30「II 実施事項 1. 革新的サービスの社会実装・国内投資の拡大 (4) 公共」より抜粋

2. 全国的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した公金納付を行うことを可能とする取組

デジタル庁及び総務省並びに関係府省庁は、特に、以下の公金については、全国的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した納付を行うことができるよう、地方公共団体に重点的に要請を行うなど、必要な取組を行う。

① いざれの市区町村においても相当量の取扱件数がある公金

いざれの市区町村においても相当量の取扱件数がある国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料については、全国的に共通の取扱いとして、eLTAX を活用した納付を行うことができるよう市区町村に重点的に要請を行う。

また、これらの公金に係る事務は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づく標準化対象事務であることから、標準仕様書にeLTAXを活用して各公金の収納を行うことができることを機能要件として規定する。

4. 今後の取組のスケジュール

本方針に基づく所要の取組については、引き続き、具体化に向けた検討を進めるものとし、民間事業者や地方公共団体等からの意見を踏まえつつ、令和6年通常国会において、所要の立法措置を講ずることを目指す。

その上で、eLTAX や地方公共団体の公金システムの改修等を進め、標準準拠システムへの移行の目標時期が令和7年度末までとされていることにも留意し、遅くとも令和8年9月までにeLTAX を活用した公金収納を開始することを目指す。

出展:「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」より抜粋

「eLTAX仕様書」等の内容を確認した上で機能要件や帳票要件等の対応案（適合基準日を含む）を作成し、検討会・WTにて必要な検討を行い、検討結果を踏まえ、標準仕様書へ反映する予定です。

総務省より提示されました機能要件(案)をもとに、介護保険システム標準仕様書への対応は次頁のとおりです。

3. 検討論点2:eLTAXを活用した取り組みへの対応(2/5)

- 「対応事項①QR印字・納付書送付」に関する介護保険システム標準仕様書への対応内容と第4.1版への反映箇所は以下のとおりです。

No	提示された機能要件(案)	対応内容	第4.1版案への反映箇所
1	対応事項① QR印字・納付 書送付 なお、帳票要 件については、 QRコード等の 記載をご検討 いただく想定。	・地方税統一QRコ ード格納情報をデー タとして組み立てる ことができるこ と。	・地方税統一QRコード格納情報をデー タとして組み立てるために必要な項目 のうち、管理項目として規定していない 項目の追加や見直しを行う。 【新規追加】 機能・帳票要件_4.保険料収納 中項目「4.1 保険料収納共通管理」 機能ID 0231437 ※【基本データリスト】へのデータ項目追加 をデジタル庁へ調整予定。
2		・地方税統一QRコ ードを生成し、納付 書に印字できること。	・「地方税統一QRコードを生成し、納付 書に印字できることとする」ための機能 要件、もしくは帳票詳細要件の「印字 編集条件など」への機能追加を行う。 また、QRコードを印字するための項目 追加を行う。 【項目追加】 帳票詳細要件_4.保険料収納 帳票レイアウト_4.保険料収納 帳票ID:0230218 収納-09.督促状兼納付書(ハガキ様式) 通番28「eL-QR」を追加
3		・案件特定キー及び 確認番号等を納付 書に印字できること。	・「案件特定キー及び確認番号等を納 付書に印字できることとする」ための機能 要件、もしくは帳票詳細要件の「印 字編集条件など」への機能追加を行う。 また、納付書へ印字するための項目追 加又は見直しを行う。 【追記】 帳票詳細要件_4.保険料収納 帳票ID:0230218 収納-09.督促状兼納付書(ハガキ様式) 通番21、41、55『印字編集条件など』の「想 定される印字内容」に追記
4		・納付書ごとに案件 特定キー及び確認 番号等を採番し、管 理できること。	・納付書ごとに案件特定キー及び確認 番号等を採番し、管理できるように機 能要件の見直しを行う。 【新規追加】 機能・帳票要件_4.保険料収納 中項目「4.1 保険料収納共通管理」 機能ID 0231437の※書き

※ 修正箇所の詳細は、別添の機能・帳票要件や帳票詳細要件、帳票レイアウトを参照ください。

3. 検討論点2:eLTAXを活用した取り組みへの対応(3/5)

- 「対応事項②納付書情報の登録(公金システムから対応事項①の納付書情報をeLTAXに登録)」に関する
介護保険システム標準仕様書への対応内容と第4.1版案への反映箇所は以下のとおりです。

No	提示された機能要件(案)	対応内容	第4.1版案への反映箇所
5	・eLTAXにアップロードするアップロード情報ファイル(全件アップロード又は選択アップロード)を作成できること。	・eLTAXにアップロードするアップロード情報ファイルを作成し、提供する連携機能を追加する。	【新規追加】 機能・帳票要件_4.保険料収納 中項目「4.1 保険料収納共通管理」 機能ID 0231438 ※【機能別連携仕様】への連携機能追加をデジタル庁へ調整予定。
6	・eLTAXにアップロード済みのアップロード情報ファイルの内容に変更がある場合(延滞金の発生や共通納税以外のチャネルでの納付など)、変更内容を設定したアップロード情報ファイルを作成できること。	・eLTAXにアップロード済みのアップロード情報ファイルの内容に変更がある場合、変更内容を設定したアップロード情報ファイルを作成し、提供する連携機能を追加する。	
7	・APIにより納付書情報登録ファイルを共通納税IFSへ連携・アップロードできること。「共通納税IFS API仕様書」に記載される機能を実装すると共に必要となるデータを管理できること。	・納付書情報登録ファイルを共通納税IFSへ提供できる連携機能を追加する。	【新規追加】 No.5、6に加え、以下を追加。 機能・帳票要件_4.保険料収納 中項目「4.1 保険料収納共通管理」 機能ID 0231439 ※【機能別連携仕様】への連携機能追加をデジタル庁へ調整予定。
8	・eLTAXへアップロードを行った後、処理結果検索キーを保持し、納付書情報登録処理結果を取得できること。取得した結果、エラーファイルがある場合、エラーとなった案件及びエラー内容を特定できること。	・納付書情報登録処理結果を照会できる連携機能を追加する。また、取得した結果、エラーファイルがある場合、エラーとなった案件及びエラー内容を特定できる機能を追加する。	【新規追加】 機能・帳票要件_4.保険料収納 中項目「4.1 保険料収納共通管理」 機能ID 0231440 ※【機能別連携仕様】への連携機能追加をデジタル庁へ調整予定。

※ 修正箇所の詳細は、別添の機能・帳票要件を参照ください。

3. 検討論点2:eLTAXを活用した取り組みへの対応(4/5)

- 「対応事項③④⑤消込情報の分割及び取込・入金情報の取得・消込済情報の反映」に関する介護保険システム標準仕様書への対応内容と第4.1版への反映箇所は以下のとおりです。

No	提示された機能要件(案)	対応内容	第4.1版案への反映箇所
9	<p>対応事項③④⑤ 消込情報の分割及び取込・入金情報の取得・消込済情報の反映</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公金収納の納付データを取り込むこと ※各納付チャネルの一つに公金収納が入る想定 	<p>【追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能・帳票要件_4.保険料収納の中項目「4.2 収納消込共通」の入力方法に「公金収納の納付データ取込み」を追記 <p>【新規追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> 機能・帳票要件_4.保険料収納 中項目「4.9 収納消込(共通納税)」 機能ID 0231441、0231453
10		<ul style="list-style-type: none"> ・公金収納の消込処理が一括及び個別でできること。本料と延滞金をそれぞれの調定に対して消込処理ができること。 	<p>機能・帳票要件_4.保険料収納 機能ID 0230418、0230419に規定済。</p>
11		<ul style="list-style-type: none"> ・納付情報管理ファイル、納付情報ファイル(納付日ベース)、納付情報ファイル(入金日ベース)の取込、管理ができること。 	<p>【新規追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> 機能・帳票要件_4.保険料収納 中項目「4.9 収納消込(共通納税)」 機能ID 0231441、0231453
12		<ul style="list-style-type: none"> ・公金収納の速報データを取り込み、管理(参照)できること。取り込んだ際、仮消込処理ができること。 	<p>機能・帳票要件_4.保険料収納 機能ID 0230418、0230419に規定済。</p>

(次頁へ続く)

3. 検討論点2:eLTAXを活用した取り組みへの対応(5/5)

No	提示された機能要件(案)	対応内容	第4.1版案への反映箇所	
13	対応事項③④⑤ 消込情報の分割 及び取込・入金 情報の取得・消 込済情報の反映	・取り込んだ納付データを基 に、消込用データを作成でき ること	・消込用データを作成する機 能要件を追加又は見直しを行 う。	※前頁のNo5、6にて新規追加。
14		・消込処理の結果、集計表が 出力できること	・集計表に関する機能要件は 規定済。	機能・帳票要件_4.保険料収納 機能ID 0230421に規定済。 機能・帳票要件_9.統計・報告等 機能ID 0231117に規定済。
15		・督促手数料の消込処理がで きること	・督促手数料の消込処理が行 える機能要件は規定済。	機能・帳票要件_4.保険料収納 機能ID 0230418に規定済。
16		・納付区分、納付チャネルと いったような記載で「マルチペ イメントネットワーク」「コンビ ニ」というような記載をしてい る要件について、「共通納税」 を追加	・納付区分、納付チャネル等 の管理項目の内容として、 「共通納税」を追加するように 見直しを行う。	【追記】 ・機能・帳票要件_4.保険料収納の中項 目「4.2 収納消込共通」の入力方法に 「公金収納の納付データ取込み」を追記

※ 修正箇所の詳細は、別添の機能・帳票要件を参照ください。

3. 検討論点3: 多床室の室料負担の見直し(令和7年8月施行)への対応

○ 検討論点3「第9期介護保険制度見直し・介護報酬改定の対応(多床室の室料負担の見直し)」は以下のとおりです。

第239回社会保障審議会介護給付費分科会(令和6年1月22日(月))

【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について より抜粋

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和7年8月～）

利用者負担段階		主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。	
第1段階	・生活保護受給者			要件なし	
	・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者			1,000万円（2,000万円）以下	
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額（※）+合計所得金額が80万円以下		650万円（1,650万円）以下	
	・世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額（※）+合計所得金額が80万円超～120万円以下		550万円（1,550万円）以下	
第3段階①	・世帯に課税者がいる者	年金収入金額（※）+合計所得金額が120万円超		500万円（1,500万円）以下	
	・市町村民税本人課税者				
第4段階					

負担区分	対象	基準費用額 (日額(月額))	負担限度額 (日額(月額)) ※短期入所生活介護等(日額) □はショートステイの場合			
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費		1,445円（4.4万円）	300円（0.9万円） [300円]	390円（1.2万円） [600円（1.8万円）]	650円（2.0万円） [1,000円（3.0万円）]	1,360円（4.1万円） [1,300円（4.0万円）]
居住費	多床室	特養等	915円（2.8万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	老健・医療院	（室料を徴収する場合）	697円（2.1万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	老健・医療院等 （室料を徴収しない場合）		437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
従来型個室	特養等	11円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）	880円（2.7万円）
	老健・医療院等	（室料を徴収する場合）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室の多床室		550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
ユニット型個室		880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）	

居住費（多床室（老健・療養等））において、室料徴収の有無により、基準費用額が変更されることとなっています。

No	対応内容	修正箇所
1	多床室の室料負担の見直しに伴う対応	<p>機能・帳票要件_8.給付管理 機能ID:0230848の管理項目について、以下のとおり見直しました。</p> <p>なお、管理項目の追加が必要なため、機能IDは、新たに機能ID 0231444に見直しました。</p> <p><修正前> 居住費（多床室（老健・療養等））</p> <p><修正後> 居住費（多床室（老健・医療院）（室料徴収あり））、居住費（多床室（老健・医療院等）（室料徴収なし））</p>

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）
8 給付管理								
8 給付管理	8.1 給付共通管理		修正	0231444	<p>特定入所者介護サービス費基準費用額について、登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定入所者介護サービス区分コード ・有効開始日 ・有効終了日 ・食費（介護予防）短期入所生活（療養）介護 ・食費（その他のサービス） ・居住費（ユニット型個室） ・居住費（ユニット型個室の多床室） ・居住費（従来型個室（特養等）） ・居住費（従来型個室（老健・医療院等）） ・居住費（多床室（特養等）） ・居住費（多床室（老健・医療院）（室料徴収あり）） ・居住費（多床室（老健・医療院等）（室料徴収なし）） <p>※ 履歴管理できること</p>	○	<p>【第4.0版改定案】多床室の室料負担の見直しに対応に伴い、管理項目を以下のとおり対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「居住費（多床室（老健・医療院）（室料徴収あり））」を追加 ・「居住費（多床室（老健・療養等））」の名称を、「居住費（多床室（老健・医療院等）（室料徴収なし））」へ変更 	<p>【第4.0版改定案】機能ID 0230848より変更</p>

徴収ありの項目を追加し、徴収なしの項目は項目名変更です。

3. 検討論点4: 総合事業における継続利用要介護者への対応

- 検討論点4「総合事業における継続利用要介護者への対応」として、総合事業における継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化により、継続利用要介護者が利用できるものとしてサービス・活動A(多様な主体によるサービス・活動)も含まれたことを受け、国保連合会にて審査対象となるため、国保連インターフェース仕様の変更が予定されています。インターフェース仕様の変更に伴う第4.1版案への反映箇所は以下のとおりです。

No	対応内容	第4.1版案への反映箇所																											
1	国保連インターフェース「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」への変更に伴う対応	<p>機能・帳票要件_10.総合事業 機能ID:0231126の「要件の考え方・理由」に「管理項目の入力内容(必須、任意、不可)は国保連合会インターフェース仕様書「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」の各項目の入力内容に準拠する。」と追記</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">機能・帳票要件</th> <th colspan="4">※ 小項目には機能ID(IID)のIDを設定している。</th> </tr> <tr> <th>大項目</th> <th>中項目</th> <th>小項目</th> <th>改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)</th> <th>機能ID</th> <th colspan="2">機能要件</th> <th>実装区分</th> <th>要件の考え方・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 総合事業</td> <td>10.1 総合事業共通管理</td> <td>10.1.2.</td> <td>補記</td> <td>0231126</td> <td> 介護予防・日常生活支援総合事業サービスマスタ情報を基に、保険者で使用(規定)するサービスの価格等について、登録・修正・削除・照会ができる。 【管理項目】 ・異動年月日 ・異動区分コード ・異動事由コード ・証記載保険者番号 ・サービス種類コード ・サービス項目コード ・適用開始年月 ・適用終了年月 ・サービス名称 ・単位数 ・算定単位コード ・制限日数回数 ・算定回数制限期間コード ・支給限度額対象区分コード ・給付率 ・利用者負担額 ・事業対象者実施区分コード ・要支援1受給者実施区分コード ・要支援2受給者実施区分コード ・運動機能向上体制コード ・栄養マネジメント(改善)体制コード ・口腔機能向上体制コード ・事業所評価加算コード ・要介護1受給者実施区分コード ・要介護2受給者実施区分コード ・要介護3受給者実施区分コード ・要介護4受給者実施区分コード ・要介護5受給者実施区分コード 国保連合会委託区分コード </td> <td>○</td> <td>管理項目の入力内容(必須、任意、不可)は国保連合会インターフェース仕様書「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」の各項目の入力内容に準拠する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 一括登録もできること ※2 履歴管理できること</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 5px;">適用開始年月により管理項目の入力可否等が変わること、補足を追記</p>	機能・帳票要件					※ 小項目には機能ID(IID)のIDを設定している。				大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件		実装区分	要件の考え方・理由	10 総合事業	10.1 総合事業共通管理	10.1.2.	補記	0231126	介護予防・日常生活支援総合事業サービスマスタ情報を基に、保険者で使用(規定)するサービスの価格等について、登録・修正・削除・照会ができる。 【管理項目】 ・異動年月日 ・異動区分コード ・異動事由コード ・証記載保険者番号 ・サービス種類コード ・サービス項目コード ・適用開始年月 ・適用終了年月 ・サービス名称 ・単位数 ・算定単位コード ・制限日数回数 ・算定回数制限期間コード ・支給限度額対象区分コード ・給付率 ・利用者負担額 ・事業対象者実施区分コード ・要支援1受給者実施区分コード ・要支援2受給者実施区分コード ・運動機能向上体制コード ・栄養マネジメント(改善)体制コード ・口腔機能向上体制コード ・事業所評価加算コード ・要介護1受給者実施区分コード ・要介護2受給者実施区分コード ・要介護3受給者実施区分コード ・要介護4受給者実施区分コード ・要介護5受給者実施区分コード 国保連合会委託区分コード	○	管理項目の入力内容(必須、任意、不可)は国保連合会インターフェース仕様書「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」の各項目の入力内容に準拠する。	
機能・帳票要件					※ 小項目には機能ID(IID)のIDを設定している。																								
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件		実装区分	要件の考え方・理由																					
10 総合事業	10.1 総合事業共通管理	10.1.2.	補記	0231126	介護予防・日常生活支援総合事業サービスマスタ情報を基に、保険者で使用(規定)するサービスの価格等について、登録・修正・削除・照会ができる。 【管理項目】 ・異動年月日 ・異動区分コード ・異動事由コード ・証記載保険者番号 ・サービス種類コード ・サービス項目コード ・適用開始年月 ・適用終了年月 ・サービス名称 ・単位数 ・算定単位コード ・制限日数回数 ・算定回数制限期間コード ・支給限度額対象区分コード ・給付率 ・利用者負担額 ・事業対象者実施区分コード ・要支援1受給者実施区分コード ・要支援2受給者実施区分コード ・運動機能向上体制コード ・栄養マネジメント(改善)体制コード ・口腔機能向上体制コード ・事業所評価加算コード ・要介護1受給者実施区分コード ・要介護2受給者実施区分コード ・要介護3受給者実施区分コード ・要介護4受給者実施区分コード ・要介護5受給者実施区分コード 国保連合会委託区分コード	○	管理項目の入力内容(必須、任意、不可)は国保連合会インターフェース仕様書「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」の各項目の入力内容に準拠する。																						
2	給付実績(介護予防・日常生活支援総合事業費)の審査結果情報へのチェック機能追加	<p>機能・帳票要件_10.総合事業 中項目「10.9 納付実績(介護予防・日常生活支援総合事業費)」に機能ID 0231447を追加</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">機能・帳票要件</th> <th colspan="2">※ 小項目には機能ID(IID)のIDを設定している。</th> </tr> <tr> <th>大項目</th> <th>中項目</th> <th>小項目</th> <th>改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)</th> <th>機能ID</th> <th colspan="2">機能要件</th> <th>実装区分</th> <th>要件の考え方・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 総合事業</td> <td>10.9 納付実績(介護予防・日常生活支援総合事業費)</td> <td></td> <td>新規追加</td> <td>0231447</td> <td>国保連合会から連携される給付実績(介護予防・日常生活支援総合事業費)の審査結果情報の取扱時に、継続利用要介護者以外の要介護者の請求が行われていないかチェックできること。</td> <td></td> <td>○</td> <td>【第4.0版改定案】総合事業における継続利用要介護者への対応に伴い、当該機能を追加</td> </tr> </tbody> </table>	機能・帳票要件							※ 小項目には機能ID(IID)のIDを設定している。		大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件		実装区分	要件の考え方・理由	10 総合事業	10.9 納付実績(介護予防・日常生活支援総合事業費)		新規追加	0231447	国保連合会から連携される給付実績(介護予防・日常生活支援総合事業費)の審査結果情報の取扱時に、継続利用要介護者以外の要介護者の請求が行われていないかチェックできること。		○	【第4.0版改定案】総合事業における継続利用要介護者への対応に伴い、当該機能を追加
機能・帳票要件							※ 小項目には機能ID(IID)のIDを設定している。																						
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件		実装区分	要件の考え方・理由																					
10 総合事業	10.9 納付実績(介護予防・日常生活支援総合事業費)		新規追加	0231447	国保連合会から連携される給付実績(介護予防・日常生活支援総合事業費)の審査結果情報の取扱時に、継続利用要介護者以外の要介護者の請求が行われていないかチェックできること。		○	【第4.0版改定案】総合事業における継続利用要介護者への対応に伴い、当該機能を追加																					

3. 検討論点5: 高額合算自動償還への対応

- 検討論点5「高額合算自動償還への対応」は、令和4年度の地方分権提案より高額介護サービス費と同様に高額医療合算介護サービス費の申請についても初回の申請をもって毎年の申請を不要とすることへの対応として、第4.1版案への反映箇所は以下のとおりです。

No	対応内容	第4.1版案への反映箇所
1	機能・帳票要件の「8.8.高額サービス費」、及び「10.7.高額介護予防サービス費相当事業」と同等の機能を追加	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機能・帳票要件_8.給付管理 中項目「8.12 高額合算(支給申請)」 機能ID 0231445、0231446を追加 ○ 機能・帳票要件_10.総合事業 中項目「10.11 高額医療合算介護予防サービス費相当事業(支給申請)」 機能ID 0231448、0231449を追加

<修正例> 「8.12 高額合算(支給申請)」に追加する機能要件

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID(旧ID)のIDを設定している。

【実装区分】 ◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)
8 納付管理								
8. 納付管理	8.12 高額合算(支給申請)	8.12.1.		0231058	<p><自庁・委託運用> 被保険者（もしくは医療保険者）から提出された高額合算介護サービス費の支給申請書について、以下の管理項目に登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】 ・国保連合会とのインターフェース【支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書情報】に準拠</p> <p>※ 納付額減額の対象者であるか確認できること</p>	○	<p>介護保険における高額医療合算介護（予防）サービス費の運用は、制度開始時に事務連絡等に介護保険側の運用を国保連合会へ委託することを主軸として運用が示されたこともあり、標準仕様としても国保連合会への委託を基準とし、委託運用を実装必須とし、自庁処理を標準オプションとして定義している。</p> <p>なお、要件の先頭に、国保連合会の共同処理への委託にて利用する機能には<委託運用>、保険者が自庁処理にて運用する際に利用する機能には<自庁運用>、自庁運用と委託運用のどちらのケースでも利用する機能には<自庁・委託運用>と付記している。</p>	
8. 納付管理	8.12 高額合算(支給申請)		新規追加	0231445	<p><自庁・委託運用></p> <p>高額医療合算介護（予防）サービス費支給または高額医療合算介護予防サービス費相当事業費支給の支払い方法が口座払いの申請（初回）がある場合、2回目以降は申請手続不要となることが可能のこと。</p>	○		【第4.0版改定案】にて新規追加
8. 納付管理	8.12 高額合算(支給申請)		新規追加	0231446	<p><自庁・委託運用></p> <p>高額医療合算介護（予防）サービス費支給または高額医療合算介護予防サービス費相当事業費支給の申請（初回）がある場合、2回目以降は申請手続不要とする際、申請手続きの要・不要とする各条件を設定できること。</p>	○		【第4.0版改定案】にて新規追加

<留意事項>

- 申請書に「意思確認」の欄が追加される見込みであり、提示される参考様式をもとに、「給付-44_高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」の帳票詳細要件および帳票レイアウトを見直す予定です。
- 申請書の帳票項目や国保連合会とのインターフェース仕様の変更内容により、管理項目の追加なども必要に応じて対応します。
- 国保連合会とのインターフェース仕様の見直し内容によって、データ要件(基本データリスト)や連携要件(機能別連携仕様)の見直しも必要な場合はデジタル庁へ調整します。

3. 検討論点6:令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応

○ 検討論点6「令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応」は以下のとおりです。現在、マイナポータルぴったりサービスに対応している手続は重点計画記載の介護関係11手続となっていますが、今後、行政手続オンライン化に資すると考えられる事務手續が追加される見込みです。第4.1版案への反映箇所は以下のとおりです。

No	対応内容	第4.1版案への反映箇所
1	マイナポータルぴったりサービスの対応事務手續を追加	機能・帳票要件_1.介護保険共通 機能ID 0231436を追加 ※ 追加の機能となるため、機能ID:0230033 とは別に規定

機能・帳票要件										
※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。										
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分 ①:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能				
1 介護保険共通	1.1 他システム連携	1.1.22.		0230033	<p>マイナポータルぴったりサービスより受け付けた申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。</p> <p>なお、経過措置として、「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書（令和5年1月20日 総務省）」に規定される連携方式3、4により申請管理機能を経由して取得することも許容される。また、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。</p> <p>申請管理機能がマイナポータルぴったりサービス等に対して申請処理状況（処理中、要再申請、完了、却下、取下げのステータス）を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。</p> <p>【対象事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点計画記載手続（以下、1～11の事務手続き） 1) 要介護・要支援認定の申請 2) 要介護・要支援更新認定の申請 3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出 介護保険負担割合証の再交付申請 被保険者証の再交付申請 高齢介護（予防）サービス費の支給申請 介護保険負担限度額認定申請 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請 住所移転後の要介護・要支援認定申請 <p>・「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」（令和5年1月20日 総務省）により実現している事務</p>	①	×	<p>詳細は「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」を参照すること。</p> <p>「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）」別冊「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」「V 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」に記載されている手続きを「重点計画記載手続」という。</p> <p>「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において、「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書（令和5年1月20日 総務省）」により構築された申請管理機能を有するシステムの継続利用が経過措置として認められている。連携方式3、4に基づく連携は本経過措置に基づき認められるものであることに留意すること。</p>	備考（改定内容等）	適合基準日
1 介護保険共通	1.1 他システム連携		新規追加	0231436	<p>機能ID 0230033の対象事務に加え、以下の対象事務も申請データの取得や取得した項目等を表示、出力等できること。</p> <p>【対象事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険資格取得・異動・喪失の届出 ・介護保険住所地特例適用・異動・喪失の届出 ・被保険者証の交付申請 ・支払い方法変更及び支払い一時差し止め等措置に係る終了申請 ・介護給付等対象サービスの種類指定変更の申請 	①	×	<p>【第4.1版案】 令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応に伴い、当該機能を追加</p>	【第4.1版案】にて新規追加	令和11年4月1日

<留意事項>

- 追加する事務手續におけるプリセット項目（インターフェース）と、標準仕様で規定する申請書や届出等における管理項目に相違がある場合、調整結果により当該事務の機能要件における管理項目の見直しを必要に応じて行います。また、申請書や届出の帳票詳細要件、及び帳票レイアウトの見直しが必要な場合も合わせて反映します。

3. 検討論点7：主治医意見書作成料支払処理の電子化対応

○ 検討論点7「主治医意見書作成料支払処理の電子化対応」は、介護情報基盤の運用開始に伴い、医療機関より主治医意見書と合わせて作成される請求書情報が介護情報基盤を介し保険者へ提出することが想定されているため、意見書作成料の支払処理を国保連合会へ委託している保険者の運用フローも踏まえ、国保連インターフェース仕様が見直される予定となっています。国保連インターフェース仕様の変更に伴う第4.1版案への反映箇所は以下のとおりです。

No	対応内容	第4.1版案への反映箇所
1	保険者→国保連合会 の請求書情報の連携機能を追加	機能・帳票要件_7.認定管理 機能ID 0231442 を追加 →新規IF「主治医意見書作成料請求書情報(保険者)」(71D1)の連携機能
2	保険者→国保連合会 の主治医意見書料支払一覧表情情の連携機能を追加	機能・帳票要件_7.認定管理 機能ID 0231443 を追加 →既存IF「主治医意見書料支払一覧表情情」(3A21)の連携機能
3	国保連合会→保険者の主治医意見書料支払一覧表の連携機能への補記・訂正	機能・帳票要件_7.認定管理 機能ID:0230822 の機能要件へ補記と訂正 →No1、2の追加に伴い、情報名や交換情報識別番号を明記

機能・帳票要件						※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。				
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						介護保険システム	認定審査会システム			
7 認定管理										
7 認定管理	7.9 謝金・報酬支払	新規追加	0231442		国保連合会に、【主治医意見書作成料請求書情報(保険者)】を提供する。 ※ 国保連合会インターフェース【主治医意見書作成料請求書情報(保険者)】(交換情報識別番号:71D1)に準拠	○	○	【第4.0版改定案】主治医意見書作成料支払処理の電子化対応に伴い、当該機能を追加	【第4.0版改定案】にて新規追加	
7 認定管理	7.9 謝金・報酬支払	7.9.11.	補記訂正	0230822	国保連合会に、国保連合会の主治医意見書作成料請求情報【主治医意見書料支払一覧表情情】を照会する。 又、介護保険システムや認定審査会システムにて管理している実績情報と請求情報のチェックが行えること。 ※ 主治医意見書作成料請求情報は、国保連合会インターフェース【主治医意見書料支払一覧表情情】(交換情報識別番号:3A21)に準拠	○	○		【第4.0版改定案】国保連インターフェースの情報名を補記・訂正	
7 認定管理	7.9 謝金・報酬支払		新規追加	0231443	国保連合会に、【主治医意見書料支払一覧表情情】を提供する。 ※ 国保連合会インターフェース【主治医意見書料支払一覧表情情】(交換情報識別番号:3A21)に準拠	○	○	【第4.0版改定案】主治医意見書作成料支払処理の電子化対応に伴い、当該機能を追加	【第4.0版改定案】にて新規追加	

3. 検討論点8:標準化PMOツール等のご意見等を踏まえた機能の見直し(1/6)

- 検討論点8「標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し」として、以下のとおり、帳票詳細要件を見直しました。

No	ご意見・ご質問の内容	第4.1版案への反映箇所
1	<p>(別紙3)帳票詳細要件_2.被保険者資格.xlsxの[資格-04]シートについて、介護保険被保険者証の認定の有効期間の印字編集条件が、「(事業対象者の場合に印字しないことも可)」に変更となっていますが、[資格-03]シートの介護保険資格者証の認定の有効期間についても同様の記載「(事業対象者の場合に印字しないことも可)」とすべきではないでしょうか。</p> <p>介護保険被保険者証と介護保険資格者証に出力される認定の有効期間の考え方には差異はない認識のため、同様とすべきではないでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり、以下の帳票詳細要件の『印字編集条件など』に「(事業対象者の場合に印字しないことも可)」を追記しました。</p> <p>【該当箇所】 帳票詳細要件_2.被保険者資格 帳票ID 0230009(資格-03.介護保険資格者証) 通番14、15</p>

帳票詳細要件 介護保険システム

業務	02.被保険者資格	帳票ID	0230009
帳票名称	03.介護保険資格者証		

通番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など
		必須	オプション	不可	
11	交付年月日	●			最新の介護被保険者証を交付した日、和暦表記
12	要介護状態区分等	●			現在の要介護・要支援状態区分（非該当、要支援1～2、要介護1～5）、事業対象者
13	認定年月日	●			事業対象者の場合は基本チェックリスト実施日、和暦表記
14	認定の有効期間	有効期間開始日	●		現在の認定・事業対象有効期間の開始日と終了日を印字（事業対象者の場合に印字しないことも可）、和暦表記
15		有効期間終了日	●		

印字編集条件などに、「(事業対象者の場合に印字しないことも可)」を追記しました。

3. 検討論点8:標準化PMOツール等のご意見等を踏まえた機能の見直し(2/6)

No	ご意見・ご質問の内容	第4.1版案への反映箇所
2	<p>【レコード番号】6844 【課題名】【介護保険賦課】保険料納入通知書の全期前納・各期を記載する欄について 【課題内容】 介護保険の納入通知書の口座振替の欄に前期全納・各期を記載する欄がないとベンダーより指摘を受けました。国保や後期の通知書にはあるのに介護保険の分だけないとのことでした。 今後の様式変更で実装される予定がありますでしょうか。 それとも各自治体判断で、記載する枠を設けてもよいのでしょうか。</p>	<p>まず、ご意見にある口座振替依頼の全期前納対応について、介護保険システムの標準仕様書では機能ID 0230392に規定しているとおり、標準オプション機能としております。その点を踏まえ、帳票ID 0230022を始めとする納入通知書にある「保険料納付方法等」の「保険料徴収方法」欄への印字編集条件などでは「特別徴収、納付書払い、口座振替等を設定」としており、口座振替依頼の全期前納対応をオプション機能として実装されている場合に、全期前納なのか期別なのかを被保険者に伝えるために「口座振替(全期前納引落)」、「口座振替(期別引落)」といった印字編集を行い、印字されることは差し支えないと考えます。</p> <p>ただし、現状の「印字編集条件など」の記載では印字編集をベンダに依存する形になりますので、該当項目の「印字編集条件など」に補足を追記しました。</p> <p>また、今回のご意見に関連して、口座振替依頼の全期前納対応を実現するにあたり、介護保険にて管理する被保険者の振替用口座がどちらの振替方法か(全期前納か期別か)を管理するための項目として、機能ID 0230109に管理項目を追加しました。</p> <p>【該当箇所】 帳票詳細要件_3.保険料賦課 帳票ID 0230022～0230025、0230034～0230035 機能・帳票要件_1.介護保険共通 機能ID 0230109 なお、機能要件への管理項目追加のため、機能ID 0230109をもとに新規附番</p>

※ 機能・帳票要件、及び、帳票詳細要件の修正内容については、次頁を参照ください。

3. 検討論点8: 標準化PMOツール等のご意見等を踏まえた機能の見直し(3/6)

<修正内容>帳票詳細要件_3.保険料賦課 帳票ID 0230022への追記 ※帳票ID 0230023~0230025、0230034~0230035も同様。

帳票詳細要件 介護保険システム

業務	03.保険料賦課	帳票ID	0230022
帳票名称	01.納入通知書（保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書		

通番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など
		必須	オプション	不可	
17	これから保険料納付方法等 保険料徴収方法	●			特別徴収、納付書払い、口座振替等を設定 ※併徴者の場合等、複数記載可能（例）特別徴収、納付書払い 等 ※口座振替の全期前納対応を行う場合、口座振替（全期前納引落）、 口座振替（期別）等の印字により振替方法を明記すること

口座振替の全期前納対応を行う場合の「印字編集条件など」に補足を追記しました。

<修正内容>機能・帳票要件 機能ID 0231450 を追加(機能ID 0230109より変更)

機能・帳票要件			【実装区分】 ◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可機能						
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	
1 介護保険共通									
1 介護保険共通	1.3 データ管理機能	修正	0231450	対象者の口座情報を事業単位で登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・金融機関種別・ゆうちょ銀行記号・ゆうちょ銀行番号 ・更正日・口座備考・口座名義人漢字 ・振替方法コード	※1 ゆうちょ銀行については、記号・番号での管 ※2 記号・番号から振込用の支店コード・口座番号への変換に対応で きること	◎ も可能であること	×	金融機関種別は、ゆうちょ銀行以外、又はゆ うちょ銀行を示す区分である。 振替方法コードは、登録口座を振替口座とし て利用する場合に、全期前納か期別納付かを 管理する区分である。 【第4.0版改定案】 口座振替依頼の振替方法への対応として、管 理項目「振替方法コード」を追加し、要件の 考え方・理由に補足を追記	【第4.0版改定案】機能 ID 0230109より変更

管理項目に「振替方法コード」を追加しました。

管理項目に追加した「振替方法コード」に関する補足を追記しました。

3. 検討論点8: 標準化PMOツール等のご意見等を踏まえた機能の見直し(4/6)

No	ご意見・ご質問の内容	第4.1版案への反映箇所
3	<p>【レコード番号】6620 【課題名】 個人住民税および介護保険の標準仕様書/機能要件・機能別連携要件 【課題内容】 ○ 税務システム標準仕様書【3.1版】機能ID:0100028の機能は実装必須機能として定義されていますが、これに対応する介護保険標準仕様書【第3.0版】には、機能ID:0230016として、どちらも標準オプション機能として定義されています。同様に、介護保険の機能別連携仕様のOutputの「023o003/023o027」の連携IDについてもオプションとなっています。 実装区分に矛盾が生じており、税務システムの実装必須機能を介護保険システムの実装方法によっては、必須機能を満たせない場合が発生します。介護保険標準仕様書および機能別連携仕様書の訂正をお願いします(個人住民税システムにて、他業務情報の取込が実装必須機能に定義されている国保、後期高齢、障害、生保情報は全て実装必須として定義されています。)</p>	<p>各自治体の意見を踏まえ、これまでの意見照会等においても同趣旨のご意見を頂戴していることや税務システム側の運用上の必要性も高いことから、以下の機能・帳票要件は実装区分を標準オプション機能から実装必須へ見直しました。なお、適用基準日は現在の標準化への移行状況を鑑み、「令和11年4月1日」とします。</p> <p>【対象機能】</p> <p>機能・帳票要件_1.介護保険共通 機能ID 0230016 機能・帳票要件_4.保険料収納 機能ID 0230459</p>

＜修正内容＞ 機能・帳票要件 機能ID 0230016 の実装区分を変更、適用基準日を設定(機能ID 0230459も同様)

機能・帳票要件									
※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。									
【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能									
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
1 介護保険共通	1. 介護保険共通	1.1. 他システム連携	1.1.12. 修正	0230016	個人住民税システムに、各種情報を提供する。 ※1 個人住民税システムとの連携のみを指しているのではなく、各種情報を含む個人住民税システムや府内データ連携機能との連携を含む ※2 抽出する情報としては、賦課期日時点での被保険者資格を有する者とその扶養親族の情報(宛名番号、氏名等)	◎	連携項目は、機能別連携仕様(介護保険)に定めるとおりとする。 府内データ連携機能は、デジタル庁が「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定している。	【第4.0版改定案】実装区分を○から◎へ変更、適用基準日に「令和11年4月1日」を設定	令和11年4月1日

実装区分を○(標準オプション機能)
から◎(実装必須)へ変更

適合基準日に「令和11年4月1日」を設定

3. 検討論点8:標準化PMOツール等のご意見等を踏まえた機能の見直し(5/6)

No	ご意見・ご質問の内容	第4.1版案への反映箇所
4	<p>【レコード番号】6621 【課題名】個人住民税および介護保険の標準仕様書/機能要件・機能別連携要件 【課題内容】 ○ 税務システム標準仕様書【3.1版】機能ID:0100466の機能は実装必須機能として定義されていますが、これに対応する介護保険標準仕様書【第3.0版】には、機能ID:0230340として、標準オプション機能として定義されています。同様に、介護保険の機能別連携仕様のOutputの「023o021」の連携IDについてもオプションとなっています。実装区分に矛盾が生じており、税務システムの実装必須機能を介護保険システムのベンダーによっては、満たせない場合が発生します。介護保険標準仕様書の訂正をお願いします。</p>	<p>各自治体の意見を踏まえ、これまでの意見照会等においても同趣旨のご意見を頂戴していることや税務システム側の運用上の必要性も高いこと、また、国民健康保険および後期高齢者医療保険との連携にて実装必須機能で規定している機能要件を踏まえ、機能ID 0230340にて規定している以下の2つの情報における連携機能を実装必須機能とするよう、見直しました。なお、適用基準日は現在の標準化への移行状況を鑑み、「令和11年4月1日」とします。</p> <p>【対象とする情報】</p> <ul style="list-style-type: none">・介護特別徴収依頼情報・介護特別徴収各種異動情報 <p>(うち、介護特別徴収追加依頼通知)</p> <p>【修正内容】</p> <p>機能・帳票要件_3.保険料賦課の機能ID 0230340を削除し、機能ID 0231451、0231452を新規追加。</p>

※ 機能・帳票要件、及び、帳票詳細要件の修正内容については、次頁を参照ください。

3. 検討論点8: 標準化PMOツール等のご意見等を踏まえた機能の見直し(6/6)

<修正内容> 機能・帳票要件 機能ID 0230340を削除し、機能ID 0231451、0231452として新たに追加。

機能・帳票要件							【実装区分】 ◎: 実装必須機能、○標準オプション機能、×: 実装不可機能			
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
3 保険料賦課										
3.1 保険料賦課共通	3.1.17.		修正	0230340	個人住民税システムに、個人住民税システムにて特別徴収依頼処理を行うための特別徴収依頼に関する情報を提供する。 ・介護特別徴収依頼情報 ・介護特別徴収各種異動情報 （うち、介護特別徴収追加依頼通知） ・介護特別徴収対象者情報 ・介護特別徴収結果情報 （うち、介護特別徴収追加候補者情報） 【管理項目】 ・制度間インターフェース（※）に準拠 ※ 平成18年12月4日に提示された「年金からの特別徴収における情報交換媒体作成仕様書（案）（社会保険庁－国保中央会間）」のインターフェース仕様に、市町村内の制度間における情報交換仕様の項目を追加したもの		◎	平成18年5月「年金からの特別徴収における情報交換媒体作成仕様書（国保連合会－市町村間）」におけるファイル名を基に対象とする情報を整理している。 また、当要件にかかる運用を介護保険システム以外（統合収納管理機能）にて実施する場合は、デジタル庁にて定める「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」とおりである。	【第4.0版改定案】機能ID 0231451、0231452から変更	
3.1 保険料賦課共通			修正	0231451	個人住民税システムに、個人住民税システムにて特別徴収依頼処理を行うための特別徴収依頼に関する情報を提供する。 ・介護特別徴収依頼情報 ・介護特別徴収各種異動情報 （うち、介護特別徴収追加依頼通知） 【管理項目】 ・制度間インターフェース（※）に準拠 ※ 平成18年12月4日に提示された「年金からの特別徴収における情報交換媒体作成仕様書（案）（社会保険庁－国保中央会間）」のインターフェース仕様に、市町村内の制度間における情報交換仕様の項目を追加したもの		◎	平成18年5月「年金からの特別徴収における情報交換媒体作成仕様書（国保連合会－市町村間）」におけるファイル名を基に対象とする情報を整理している。 また、当要件にかかる運用を介護保険システム以外（統合収納管理機能）にて実施する場合は、デジタル庁にて定める「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」のとおりである。 【第3.0版】標準化PMO意見等を踏まえ、以下の情報は実装必須機能へ変更し、適合基準日は「令和11年4月1日」に設定 ・介護特別徴収依頼情報 ・介護特別徴収各種異動情報 （うち、介護特別徴収追加依頼通知）	【第4.0版改定案】機能ID 0230340から変更	令和11年4月1日
3.1 保険料賦課共通			修正	0231452	個人住民税システムに、個人住民税システムにて特別徴収依頼処理を行うための特別徴収依頼に関する情報を提供する。 ・介護特別徴収対象者情報 ・介護特別徴収結果情報 （うち、介護特別徴収追加候補者情報） 【管理項目】 ・制度間インターフェース（※）に準拠 ※ 平成18年12月4日に提示された「年金からの特別徴収における情報交換媒体作成仕様書（案）（社会保険庁－国保中央会間）」のインターフェース仕様に、市町村内の制度間における情報交換仕様の項目を追加したもの		○	【第4.0版改定案】機能ID 0230340から変更	適合基準日に「令和11年4月1日」を設定	

以下の2つの情報における連携機能を実装必須機能とするように、機能要件の見直し【対象とする情報】

- 介護特別徴収依頼情報
- 介護特別徴収各種異動情報
(うち、介護特別徴収追加依頼通知)

4. 全国意見照会以後の対応内容①(1/6)

○ 令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応として、令和6年12月2日に「要介護認定等の実施について」の一部改正についてが通知され、参考様式が見直されたことを受け、認定管理の機能要件、帳票要件について以下のとおり対応しました。また、同様の名称にて表記している箇所も同様に見直しました。

No	対応内容	修正箇所
1	認定管理に関する該当部分の修正	<ul style="list-style-type: none">・機能・帳票要件_7.認定管理<ul style="list-style-type: none">7.1 要介護／要支援認定申請 機能ID 02306647.5 要介護／要支援認定 機能ID 0231393・帳票詳細要件_7.認定管理<ul style="list-style-type: none">帳票ID 0230123 03.要介護認定等申請受理通知書 通番19、20・帳票レイアウト_7.認定管理<ul style="list-style-type: none">帳票ID 0230121 01.介護保険 要介護認定・要支援認定／要介護更新認定・要支援更新認定申請書帳票ID 0230122 02.介護保険 要介護認定・要支援認定区分変更申請書帳票ID 0230123 03.要介護認定等申請受理通知書帳票ID 0230137 17.介護保険 サービスの種類指定変更申請書
2	その他該当部分の修正	<ul style="list-style-type: none">・機能・帳票要件<ul style="list-style-type: none">1.介護保険共通-1.3 データ管理機能 機能ID 0230138、023014610.総合事業-10.2 事業対象者 機能ID 0231138・帳票詳細要件<ul style="list-style-type: none">8.給付管理 帳票ID 0230220 54.高額医療合算介護(予防)サービス費の支給申請のお知らせ 通番1810.総合事業 帳票ID 0230213 18.高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給申請のお知らせ 通番18・帳票レイアウト<ul style="list-style-type: none">2.被保険者資格 帳票ID 0230008 02.介護保険 被保険者証交付申請書2.被保険者資格 帳票ID 0230014 08.介護保険 被保険者証等再交付申請書8.給付管理 帳票ID 0230187 44.高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

4. 全国意見照会以後の対応内容①(2/6)

○ 認定管理に関する該当部分の修正(機能・帳票要件、帳票詳細要件)

機能・帳票要件						※ 小項目には機能ID(01)のIDを設定している。		【実装区分】 ◎ : 実装必須欄	
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	介護保険システム	認定審査会システム	
7 認定管理	7.1 要介護／要支援認定申請	7.1.1.	訂正	0230664	<p>第1号被保険者、及び第2号被保険者の要介護・要支援認定の申請（新規申請／更新申請／区分変更申請）について、以下の認定申請情報が登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定申請区分コード ・要介護認定申請日 ・被保険者番号 ・前回の要介護認定の結果等※1（要介護度、有効期間） ・要介護認定申請同意コード ・要介護認定申請理由※2 ・過去6か月間の介護保険施設医療機関等（事業所番号、入院・入所期間（開始日、終了日）） ・提出代行者（事業所番号） ・主治医（事業所番号、所属者番号） ・医療保険加入者（特定疾患コード※3、医療保険者名、医療保険者番号、医療保険被保険者証記号、医療保険被保険者証番号、医療保険被保険者証枝番） ・要介護認定期間提出同意コード <p>※1 更新申請、区分変更申請の場合 ※2 区分変更申請の場合は登録必須とする ※3 第2号被保険者の場合のみ</p>	◎	○		
7 認定管理	7.5 要介護／要支援認定	7.5.8.	訂正	0231393	<p>他保険者からの転入した申請者について、従前市町村における認定情報を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定申請日 ・被保険者番号 ・提出代行者（事業所番号） ・転入前保険者番号 ・要介護認定日 ・要介護状態区分コード ・要介護1の状態像コード ・認定有効期間（月数） ・認定有効期間開始日 ・認定有効期間終了日 ・要介護認定理由 ・医療保険加入者（特定疾患コード※、医療保険者名、医療保険者番号、医療保険被保険者証記号、医療保険被保険者証番号、医療保険被保険者証枝番） <p>※ 第2号被保険者の場合のみ</p>	◎	○		

帳票詳細要件 介護保険システム

業務	07.認定管理	帳票ID	0230123
帳票名称	03.要介護認定等申請受理通知書		

通番	システム印字項目	「被保険者証記号、被保険者証番号」を 「被保険者記号、被保険者番号」に変更
17	加入している医療保険の状況	被保険者の名称 保障者番号
18		
19		
20		

「被保険者証記号、被保険者証番号」を
「被保険者記号、被保険者番号」に変更

4. 全国意見照会以後の対応内容①(3/6)

○ 認定管理に関する該当部分の修正(帳票レイアウト)

認定-01_介護保険 要介護認定・要支援認定／要介護更新認定・要支援更新認定申請書

様式番号	介護保険	〔 要介護認定・要支援認定 要介護更新認定・要支援更新認定 〕	申請書
○○市(町村)長様			
□ 次のとおり申請します。			
介護保険 被保険者番号			
医療 保険 被保険者 記号・番号	保険者名		
被保険者証 記号		番号	枝番

「被保険者証」を「被保険者記号・番号」に変更
※以下の帳票も同様に対応
• 認定-02_介護保険 要介護認定・要支援認定区分変更申請書
• 認定-17_介護保険 サービスの種類指定変更申請書

認定-03_要介護認定等申請受理通知書

○○市(町村)長 印

要介護認定等申請受理通知書

次の者に係る要介護(更新)認定・要支援(更新)認定の申請を受理したので通知いたします。
なお次の者について、介護保険法第68条第1項に規定する滞納保険料等がある場合について、指定期日までの

□	1 2 4 6 8 10 12 14 16 18 20 22 24 26 28
保険者の名称	
保険者番号	
被保険者 証記号	被保険者 証番号

「被保険者証記号」「被保険者証番号」を
「被保険者記号」「被保険者番号」に変更

4. 全国意見照会以後の対応内容①(4/6)

○ その他該当部分の修正(機能・帳票要件)

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件
1 介護 保険共通	1.3 データ管理機能	1.3.36.	訂正	0230138	<p>対象者の国民健康保険加入者情報を照会できること。 また、必要に応じて、登録・修正・削除できること。</p> <p>※ 他システムを参照し表示している場合は登録・修正・削除の処理は対象外</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保保険者番号 ・国保被保険者証記号 ・国保被保険者証番号 ・国保被保険者証枝番 ・国保適用開始日 ・国保適用終了日 ・国保世帯加入日 ・国保世帯離脱日 ・国保退職該当日 ・国保退職非該当日 ・退職者医療保険者番号 ・国保異動日
1 介護 保険共通	1.3 データ管理機能	1.3.42.	訂正	0230146	<p>対象者の医療保険加入情報を照会できること。 また、必要に応じて、登録・修正・削除できること。</p> <p>※ 他システムを参照し表示している場合は登録・修正・削除の処理は対象外</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者番号 ・医療被保険者証記号 ・医療被保険者証番号 ・医療被保険者証枝番 ・医療保険料支払コード ・医療保険料引コード ・医療保険資格取得日 ・医療保険資格喪失日

管理項目の名称にある「被保険者証記号」、「被保険者証番号」、「被保険者証枝番」を「被保険者記号」、「被保険者番号」、「被保険者枝番」に変更

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件
10 総合 事業	10.2 事業対象者	10.2.1.	訂正	0231138	<p>介護予防・日常生活支援総合事業対象者情報、及び基本情報を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者番号 ・医療保険加入者(医療保険者名、医療保険者番号、医療保険被保険者証記号、医療保険被保険者証番号、医療保険被保険者証枝番) ・基本テレツクリスト実施年月日 ・基本テレツクリスト回答1~25 ・身長 ・体重 ・BMI※1 ・事業対象者区分コード ・有効期間開始年月日 ・有効期間終了年月日 ・区分支給限度額 ・備考 <p>※1 BMIは身長・体重より自動計算もできること ※2 履歴管理できること</p>

管理項目の名称にある「被保険者証記号」、「被保険者証番号」、「被保険者証枝番」を「被保険者記号」、「被保険者番号」、「被保険者枝番」に変更

4. 全国意見照会以後の対応内容①(5/6)

○ その他該当部分の修正(帳票詳細要件)

帳票詳細要件 介護保険システム

業務	08.給付管理	帳票ID	0230220
帳票名称	54.高額医療合算介護(予防)サービス費の支給申請のお知らせ		

通番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など
		必須	オプション	不可	
18	固定文言 3 + 編集 1	●			文言マスターで印字有無が「有」となっている場合、設定された文言を印字すること 想定される印字内容：このお知らせおよび高額介護合算療養費等支給申請書、自己負担額証明書（計算期間内に医療保険または介護保険が変わった場合）、 医療保険の資格確認書等 および介護保険の被保険者証、印鑑および口座が確認できるもの

想定される印字内容にある「医療保険
および介護保険の被保険者証」を
「医療保険の資格確認書等および介護
保険の被保険者証」に変更

帳票詳細要件 介護保険システム

業務	10.総合事業	帳票ID	0230213
帳票名称	18.高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給申請のお知らせ		

通番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など
		必須	オプション	不可	
18	固定文言 3 + 編集 1	●			文言マスターで印字有無が「有」となっている場合、設定された文言を印字すること 想定される印字内容：このお知らせおよび高額介護合算療養費等支給申請書、自己負担額証明書（計算期間内に医療保険または介護保険が変わった場合）、 医療保険の資格確認書等 および介護保険の被保険者証、印鑑および口座が確認できるもの

4. 全国意見照会以後の対応内容①(6/6)

○ その他該当部分の修正(帳票レイアウト)

介護保険 被保険者証交付申請書

〇〇市（町村）長様

次のとおり申請します。

「医療保険被保険者証記号番号」を「医療保険被保険者記号番号」に変更
※以下の帳票も同様に対応
・資格-08_介護保険 被保険者証等再交付申請書

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
医療保険者名	医療保険被保険者証 記号番号																				

様式番号

高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

申請対象年度	年度	申請区分	1.新規	2.変更	3.取下げ	(保険者等記入欄)	支給申請書
フリガナ				生年月日		個人番号	
氏名						計算期間の始期及び終期	
国民健康保険資格情報							
保険者番号	被保険者証記号	被保険者証番号	続柄	保険者名称			
			1.世帯主 2.被保険者主員		年		
「被保険者証記号」、「被保険者証番号」を 「被保険者記号」、「被保険者番号」に変更							

4. 全国意見照会以後の対応内容②

○ 全国意見照会でのご意見を踏まえ、以下のとおり対応しました。

No	ご意見内容	第4.1版案への反映内容
1	<p>業務フロー「1.04.03」、機能・帳票要件「4.4.3」、帳票レイアウト「収納-01」について、口座振替不能通知書は別途出力した納付書を合わせて送付するか、督促状を代替として使用することと想定されているが、封入の際の入れ違いや督促状を送付することによるクレーム発生等のリスクがあることから、機能・帳票要件「4.8.3」督促状と同様に「口座振替不能通知書兼納付書」として、ハガキ様式の出力ができるようにして頂きたい。</p> <p>※令和6年7月8日付事務連絡「介護保険システムの標準仕様書【第3.0版】の改版に向けた意見照会について(依頼)」に対して回答した内容と同一ですが、現在の業務フローでは事務負担の大幅な増加が想定されるため再度ご検討をお願いします。</p>	<p>口座振替不能通知書を督促状と同等の扱いで運用される自治体においては、「督促状兼納付書」で同一(兼用)帳票で運用が可能であるのに対し、再振替と同じく督促前の対応として口座振替不能通知書を納付書と同一(兼用)帳票で運用される自治体もあるため、「口座振替不能通知書兼納付書(ハガキ)」について標準オプション機能として追加しました。</p> <p>なお、帳票詳細要件・帳票レイアウトについては、税務システム標準仕様書(収納管理)における「帳票ID:0140037 帳票名称:口座振替不能通知兼納付書(圧着はがき)」に準拠する形としております。</p>
2	<p>帳票ID0230036 口振不能通知と納付書を一体化していただきたい。帳票ID0230218を参考にしていただきたい。</p>	<p>【新規追加】</p> <p>機能・帳票要件_4.保険料収納 中項目「4.4 収納消込(口座振替)」 機能ID 0231454</p>

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
4 保険料収納									
4 保険料収納	4.4 収納消込(口座振替)		新規追加	0231454	<p>「口座振替不能通知書兼納付書(ハガキ様式)」が出力できること。</p> <p>※1 帳票詳細要件・帳票レイアウトについては、税務システム標準仕様書(収納管理)における「帳票ID:0140037 帳票名称:口座振替不能通知兼納付書(圧着はがき)」に準拠する形とする</p> <p>また、「課税内容」「税額」等、税務特有の項目名については、適宜保険料に適する項目名に読み替えることとする</p> <p>※2 一括出力もできること</p>	○	<p>プレプリント様式を用いた出力は、税務システム標準仕様書(収納管理)に定めるシステム印字項目のみをシステムより印字する。なお、帳票レイアウトは固定文言や枠線等があらかじめ印刷された用紙とする。</p> <p>【第4.1版案】意見照会のご意見を踏まえ、当該機能を追加</p>	【第4.1版案】にて新規追加	

5. 主な継続検討事項や確認事項

○ 主な継続検討事項や確認事項は、以下のとおりです。

No	継続検討・確認事項	検討の概要	対応の方向性
1	介護分野におけるDXの推進への対応	現時点において、適合基準日については調整中です。	<p>介護情報基盤の運用開始に向けたスケジュールについて、標準準拠システムへの移行に係る対応状況等を踏まえて介護保険部会で検討中であり、その状況を踏まえて必要な対応を行うこととなります。</p> <p>なお、標準仕様書を見直す場合は、令和7年8月改定を想定しています。</p>
2	高額合算自動償還への対応	現時点において、支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書の見直しについては未定です。	<p>提示される参考様式により帳票詳細要件及び帳票レイアウト等に影響する可能性があり、その場合は標準仕様書を見直すこととなります。</p> <p>なお、標準仕様書を見直す場合は、令和7年8月改定を想定しています。</p>
3	令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応	現時点において、追加する事務手続きについて、国がプリセットの対応中です。	<p>プリセットの対応により帳票詳細要件及び帳票レイアウト等に影響する可能性があり、その場合は標準仕様書を見直すこととなります。</p> <p>なお、標準仕様書を見直す場合は、令和7年8月改定を想定しています。</p>

なお、上記以外に次の事項についても対応する可能性があります。

- ・政府方針や国施策、追加の事務連絡等により影響がありかつ対応が必要な事項
- ・誤植等で正誤の対応が必要と判断された事項